

年 月 日
氏名
1男 2女 1明 2大 3昭 4平 5令 生

- 入院元(入院した月に限り記載)
□ 一般病棟(自院以外の急性期病院からの転院)
□ 一般病棟(自院の急性期病棟からの転棟)
□ 他の病棟(急性期医療を担う保険医療機関の一般病棟以外)
□ 介護医療院
□ 介護老人保健施設
□ 特別養護老人ホーム
□ 有料老人ホーム等
□ 自宅

- 退院先(退院した月に限り記載)
□ 一般病棟(急性期病棟への転院・転棟)
□ 他の病棟(急性期医療を担う保険医療機関の一般病棟以外)
□ 介護医療院
□ 介護老人保健施設
□ 特別養護老人ホーム
□ 有料老人ホーム等
□ 自宅
□ 死亡

【留意事項】

療養病棟に入院する患者については、別添6の別紙8の「医療区分・ADL区分等に係る評価票 評価の手引き」を用いて毎日評価を行い、患者の状態像に応じて、該当する区分に「○」を記入すること。その際、該当する全ての項目に記載すること。また、頻度が定められていない項目については☆に「○」を記入すること。

I 算定期間に限りがある区分

Table with columns for medical division (1-3), period (7, 14, 30), and days (1-31). Rows include items like '24時間持続して点滴を実施している状態' and '尿路感染症に対する治療を実施している状態'.

II 算定期間に限りがない区分

Table with columns for medical division (3, 2), star indicator (☆), and days (1-31). Rows include items like 'スモン', '86に該当、かつ、1~38(12を除く。)に1項目以上該当する状態', '筋ジストロフィー', '多発性硬化症', '筋萎縮性側索硬化症', '慢性閉塞性肺疾患', '人工腎臓', '悪性腫瘍', '肺炎に対する治療を実施している状態', etc.

Summary table for medical divisions 3, 2, and 3+2. Includes columns for '該当有無' (presence/absence) and days (1-31).

Table with columns for days (1-31) and rows for items like '脱水に対する治療を実施している状態', '頻回の嘔吐に対する治療をえている状態', '発熱がある状態', '経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態', '気管切開又は気管内挿管が行われている状態', '医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態', '中心静脈カテーテル関連血流感染症に対して治療を実施している状態', '身体抑制を実施している'.

Ⅲ ADL区分評価

【留意事項】

月初め(月の途中から入院又は転棟してきた場合には、入院又は転棟時に)、必ず各項目に評価点(0~6)を記入することとし、その後ADLが変化した場合  
は該当日に評価点を記入すること。なお、該当日以降に各区分のADLの変化がなければ記入しなくても良い。

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
a	ベッド上の可動性																																
b	移乗																																
c	食事																																
d	トイレの使用																																
ADL得点(合計得点0~24)																																	

患者の状態像評価

【留意事項】

月初め(月の途中から入院した場合には、入院時に)、必ずⅠ~Ⅲの評価結果に基づき、該当する区分に「○」を記入することとし、その後状態等が変化し、  
該当しなくなった場合には「×」を記入すること。なお、該当日以降に状態等の変化がなければ記入しなくても良い。

1. 病院の場合

医療区分の評価      ADL区分の評価

					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
A	医療区分3	医療区分3の該当項目数が1以上	ADL区分3	ADL得点 23~24																															
B	医療区分3	医療区分3の該当項目数が1以上	ADL区分2	ADL得点 11~22																															
C	医療区分3	医療区分3の該当項目数が1以上	ADL区分1	ADL得点 0~10																															
D	医療区分2	医療区分3の該当項目数が0で医療区分2の該当項目数が1以上	ADL区分3	ADL得点 23~24																															
E	医療区分2	医療区分3の該当項目数が0で医療区分2の該当項目数が1以上	ADL区分2	ADL得点 11~22																															
F	医療区分2	医療区分3の該当項目数が0で医療区分2の該当項目数が1以上	ADL区分1	ADL得点 0~10																															
G	医療区分1	医療区分評価3・2いずれの該当項目数も0	ADL区分3	ADL得点 23~24																															
H	医療区分1	医療区分評価3・2いずれの該当項目数も0	ADL区分2	ADL得点 11~22																															
I	医療区分1	医療区分評価3・2いずれの該当項目数も0	ADL区分1	ADL得点 0~10																															

※ 当該患者に係る疾患又は状態等、ADL区分評価については、該当する全てのものについて記入すること。

2. 診療所の場合

医療区分の評価      ADL区分の評価

					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
A	医療区分3	医療区分3の該当項目数が1以上	ADL区分3~1	ADL得点 0~24																															
B	医療区分2	医療区分3の該当項目数が0で医療区分2の該当項目数が1以上	ADL区分3~2	ADL得点 11~24																															
C	医療区分2	医療区分3の該当項目数が0で医療区分2の該当項目数が1以上	ADL区分1	ADL得点 0~10																															
D	医療区分1	医療区分評価3・2いずれの該当項目数も0	ADL区分3	ADL得点 23~24																															
E	医療区分1	医療区分評価3・2いずれの該当項目数も0	ADL区分2~1	ADL得点 0~22																															

※ 当該患者に係る疾患又は状態等、ADL区分評価については、該当する全てのものについて記入すること。ただし、該当する疾患又は状態等について全て記入することが困難である場合にあっては、主となる疾患又は状態等の記入でも差し支えないこと。

注1

ア 平成20年3月31日において現に障害者施設等入院基本料を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等であって別表第五の二若しくは別表第五の三の患者

イ 「基本診療料の施設基準等」の別表第十二に掲げる神経難病等の患者であって、平成18年6月30日において現に特殊疾患療養病棟入院料1を算定する療養病棟に入院している患者(仮性球麻痺の患者以外の患者に限る。)

ウ 平成20年3月31日において現に特殊疾患入院医療管理料を算定する病室に入院している患者のうち、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等

エ 平成20年3月31日において現に特殊疾患療養病棟入院料1を算定する病棟に入院している患者のうち、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等

注2

ア 平成20年3月31日において現に障害者施設等入院基本料を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等であって別表第五の二又は別表第五の三の患者以外の患者

イ 「基本診療料の施設基準等」の別表第十二に掲げる神経難病等の患者であって、平成18年6月30日において現に特殊疾患療養病棟入院料2を算定する療養病棟に入院している患者(仮性球麻痺の患者以外の患者に限る。)(別表第五の二の患者は除く。)

ウ 平成20年3月31日において現に特殊疾患療養病棟入院料2を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)等、重度の障害者(脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を除く。)(別表第五の二の患者は除く。)

褥瘡の状態の評価

